

工事費内訳書の取扱いについて

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）に伴い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

については、本市においても下記のとおり工事費内訳書の提出を求めることとします。

記

1 対象工事

平成27年4月1日以降に、公告または指名通知をする一般競争入札及び指名競争入札

2 提出方法

工事費内訳書は、入札書と併せて提出して下さい。

- (1) 会場入札 入札書と併せて入札箱に提出
- (2) 郵便入札 入札書と同封して郵送

3 内訳書様式

別紙のとおり

4 内訳書の確認、審査

- (1) 審査の対象は、落札候補者とする。
- (2) 審査の時期は、開札後、落札決定前までに行う。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する工事費内訳書は無効とします。

- (1) 工事費内訳書が未提出または未記載（総額のみで内訳の記載がない場合を含む）の場合
- (2) 入札書と工事費内訳書の**金額が不一致**の場合（端数まで一致すること）
- (3) 工事費内訳書に計算間違いがある場合
- (4) 工事費内訳書に記名押印がない場合
- (5) 工事名および工事箇所に誤字脱字がある場合
- (6) 複数の内訳書が添付されていた場合
- (7) 他者が作成した工事費内訳書の全部または一部を使用していると認められる場合
- (8) 値引き等による価格の調整がある場合
- (9) その他不備等がある場合

別紙

平成 年 月 日

小郡市長殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

代理人氏名

工 事 費 内 訳 書

件 名	
箇 所 名	

工種等	金 額 (円)
	a
	b
	c
	d
	e
直接工事費	$A(a+b+c+d+e)$
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工 事 価 格	$A + B + C + D$